

消費者庁
長官 伊藤 明子様
独立行政法人 国民生活センター
理事長 松本 恒雄様

2020年9月18日

香害をなくす連絡会（以下7団体）

特定非営利活動法人 日本消費者連盟
特定非営利活動法人 ダイオキシシ・環境ホルモン対策国民会議
特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク
認定特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター
香料自粛を求める会
日本消費者連盟関西グループ
反農薬東京グループ

香害をもたらす家庭用品の規制を求める要望書

日頃より、消費者行政にご尽力いただき厚くお礼を申し上げます。

私共「香害をなくす連絡会」は、柔軟仕上げ剤など香り付き製品のおいによる健康被害“香害”をなくすために取り組む市民団体で構成される連絡会です。近年、香り付き製品のおいによる被害者は増加の一途を辿っており、学校や職場に通えず、不登校や退職・休職を余儀なくされる人も出ています。当連絡会は2019年12月から本年3月まで「香りの被害についてのアンケート」を実施し、9332名の方から回答を得ました。結果を精査した結果、回答者の内7000名以上の方が香り付き製品により健康被害を訴えていることがわかりました。

香害の被害者は、行政やメーカーに柔軟仕上げ剤や香り付き合成洗剤の販売中止、開発中止を求めると同時に、柔軟仕上げ剤など家庭用品への香りや消臭成分を含むマイクロカプセル類の使用中止を求めています。

そのような中、本年4月9日に国民生活センターより「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供」が公表されました。その内容を精査した結果、5月に日本消費者連盟より要望書を提出させていただきましたが、今回は7団体として、改めて要望書を提出させていただきます。

貴庁・国民生活センターのお考えでは、柔軟仕上げ剤に関して、①自分には快適なおいでも、不快に感じ、体調を崩す人もいることを認識する、②使用量の目安を参考に、過度な使用を避ける、③「香りの強さの目安」を参考に商品を選択する、ことを消費者にアドバイスしています。

しかし、米国疾病予防管理センター（CDC）では、2009年に施設内での香りつき製品の使用を禁止し、1万5000人の職員に香料自粛（フレグランスフリー）を推奨しています。この違いはどこからくるのでしょうか。

私たちは国の消費者基本法に基づく8つの権利の内、特に「安全が確保される権利」「必要な情報が供給される権利」「意見が政策に反映される権利」「適切・迅速に救済される権利」が守られることを切望し、以下の項目について要望します。

恐縮ですが、9月30日までにお返事を頂きたくよろしくお願いします。

記

1. 消費者庁に対して

- 1) 国民の健康を守るために、柔軟仕上げ剤、消臭除菌スプレーの販売に規制をかけてください。
- 2) 柔軟仕上げ剤、消臭除菌スプレーを家庭用品品質表示法の指定品目にしてください。また、香料成分を含む製品に使用される全成分を開示するよう、メーカーを指導してください。
- 3) 至急、柔軟仕上げ剤、香り付き・抗菌合成洗剤、消臭除菌スプレーなど家庭用品へのマイクロカプセル類の使用を規制してください。

効果を持続させるためにマイクロカプセル類を使用すると、空气中に有害物質（VOC）が飛び散る可能性があることに加えて、香料や消臭成分が環境中に存在し続けるために、健康被害を拡大させていると思われます。消費者に適切な使用法を求めても、香害被害は解決しません。これは、製品の安全性の問題です。メーカーに改善を促してください。

2. 国民生活センターに対して

国民生活センターとして、「188」とは別に「香害」の相談窓口を設置して、被害の実態を把握してください。

当連絡会の構成団体である化学物質過敏症支援センターには、年間2000件もの相談が寄せられています。その中の多くが柔軟仕上げ剤に関する相談です。民間の善意に頼るだけでなく、専門の医師も入れた相談窓口を設置してください。

3. 消費者庁・国民生活センターに対して

香料による健康被害が生じていることを、より一層周知・啓発するために、消費者庁国民生活センター自らが、香料自粛の啓発ポスターを作成してください。

本年8月29日現在、香料自粛のポスターを作成している自治体は52、ホームページで香料自粛を呼びかけている自治体は113もあります。（当連絡会調べ）。消費者を守るための省庁である消費者庁と国民生活センターは率先して作成してください。

以上

添付資料

- ・アンケート調査結果
- ・米国疾病予防センター（CDC）が2009年に出した文書
原文アドレス

<https://www.chemicalsensitivityfoundation.org/pdf/CDC-2009-Indoor-Environmental-Quality-internal-policy542.pdf>

- ・香料自粛を呼び掛けている都道府県・および市町村・区の一覧表

問い合わせ先：日本消費者連盟「香害」担当 杉浦陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

Tel：03-5155-4765

Fax：03-5155-4767

Mail：sugiura@nishoren.org